

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、特別手当について、独立行政法人評価委員会における業務評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で理事長がこれを増額し、又は減額することができることとしている。

【法人の長の報酬水準の妥当性】

理事長は、法人の代表として、その業務を総理し、法人経営に関する最終的な責任と権限を有するものであるが、当法人は、そのリーダーシップの下、高速道路各社との適正な協定締結を通じ、高速道路資産の保有と高速道路会社への貸し付けにより、約30兆円の債務の返済等に関する業務を担っており、平成24年度の業務実績に関する評価において中期目標達成に向けて順調に進んでいるとの評価(A評価)も得ている。また、その報酬水準については、「平成25年度人事院勧告資料(平成25年8月)3 役員報酬関係」による国家公務員の給与と比較してそれ以下であることからも妥当であると考える。

【主務大臣の検証結果】

国家公務員の給与及び民間企業の報酬水準を考慮して定められており、評価実績に鑑みて、妥当である。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長

理事長代理

理事

監事

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号。以下「特例法」という。)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年度に引き続き、国家公務員に準じた率(俸給月額の削減率9.77%)で、本来の支給額からの減額を実施した(平成26年3月まで)。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
理事長	千円 19,453	千円 12,214	千円 4,917	千円 2,198 (地域手当) 124 (通勤手当)			
理事長代理	千円 15,936	千円 10,016	千円 4,032	千円 1,803 (地域手当) 85 (通勤手当)			◇
A理事	千円 7,135	千円 4,537	千円 1,701	千円 817 (地域手当) 80 (通勤手当)		H25.9.30	
B理事	千円 5,963	千円 4,537	千円 567	千円 817 (地域手当) 42 (通勤手当)	H25.10.1		

C理事	千円 7,176	千円 4,537	千円 1,701	千円 817 (地域手当) 121 (通勤手当)		H25.9.30	
D理事	千円 7,321	千円 4,537	千円 1,890	千円 817 (地域手当) 77 (通勤手当)	H25.10.1		◇
A監事	千円 6,458	千円 4,104	千円 1,538	千円 739 (地域手当) 77 (通勤手当)		H25.9.30	◇
B監事	千円 5,420	千円 4,104	千円 513	千円 739 (地域手当) 64 (通勤手当)	H25.10.1		
C監事	千円 13,031	千円 8,207	千円 3,247	千円 1,477 (地域手当) 100 (通勤手当)			◇

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
理事長	千円	年 月			該当者なし	
理事長代理	千円	年 月			該当者なし	
A理事	千円 4,312	年 3 月 6	H25.9.30	1.0 (暫定)	支給額は、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、「暫定的な業績勘案率(1.0)」により算出しております。	
C理事	千円 4,312	年 3 月 6	H25.9.30	1.0 (暫定)	支給額は、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、「暫定的な業績勘案率(1.0)」により算出しております。	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

当機構の中期計画(平成25年度から平成30年度まで)において、
①人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。
②給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与
の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り
組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。
としている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 紙与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第63条第3項の規定
に基づき、職員の給与の支給の基準は、当機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢
に適合したものとなるように定めることとしている。

また、給与改定にあたっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準となる
ように改定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

通則法第63条第1項の規定に基づき、職員の給与は、その職員の勤務成績を考慮するものと
している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本給	職員の昇給は、当該期間におけるその者の勤務実績に応じて行うこととしている。
特別手当	特別手当の算出にあたり、勤務成績を反映して月数を決定することとしている。具体的な月数の決定にあたっては、人事院勧告で示された月数を参考にしている。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。
(職員について)

<臨時特例>

- ・実施期間:平成24年7月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:職務の級に応じて、国家公務員に準じた率(本給月額の▲4.77%～▲9.77%)で、本来の支給額から減額を実施した。
- ・諸手当関係の措置の内容:役職手当(一律▲10%)、特別手当(一律▲9.77%)、地域手当等の本給月額に連動する手当(特別手当除く)の月額は、減額後の本給月額等の月額により算出。(役員について)

<臨時特例>

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:国家公務員に準じた率(本給月額の▲9.77%)で、本来の支給額から減額を実施した。
- ・諸手当関係の措置の内容:特別手当(一律▲9.77%)、地域手当の月額は、減額後の本給月額により算出。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 41	歳 39.2	千円 6,244	千円 4,756	千円 188	千円 1,488
事務・技術	人 41	歳 39.2	千円 6,244	千円 4,756	千円 188	千円 1,488

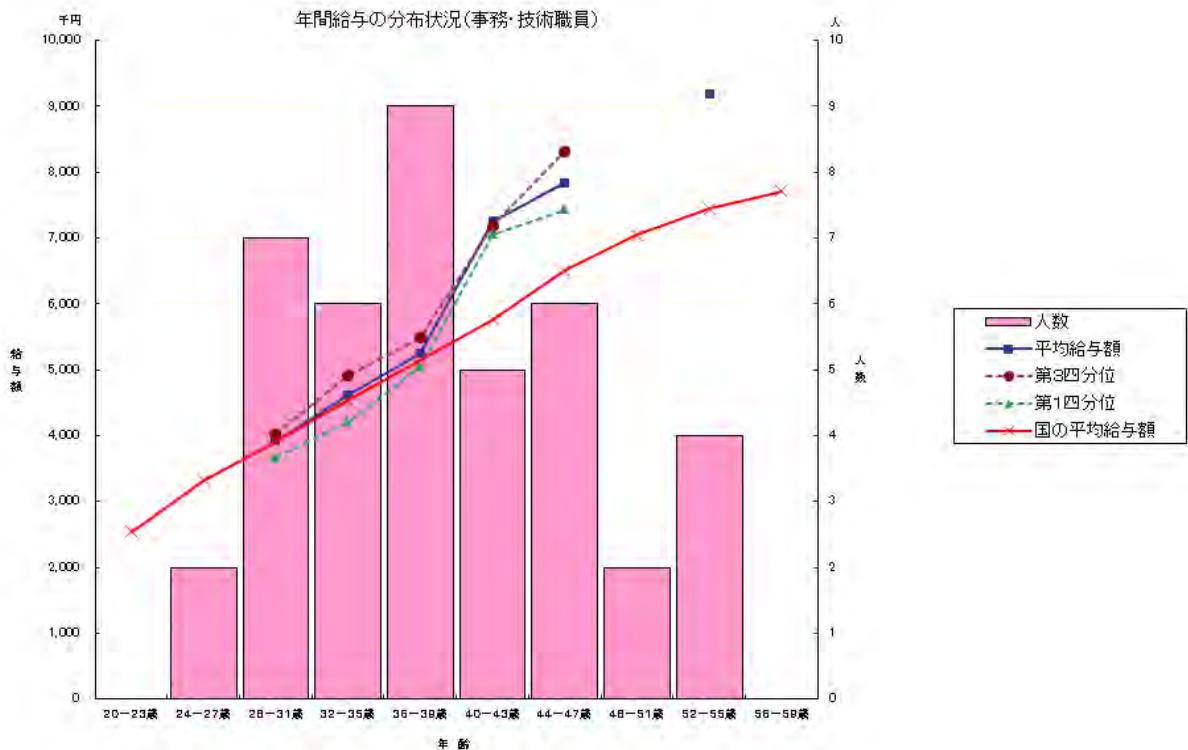
区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
非常勤職員	人 4	歳 40.8	千円 2,758	千円 2,758	千円 187	千円 0
事務・技術	人 4	歳 40.8	千円 2,758	千円 2,758	千円 187	千円 0

注1:平成26年4月1日在職している者のうち、平成25年度一年間を通じて勤務した常勤職員に関する数値である。

注2:常勤職員中、研究職種、医療職種及び教育職種については、該当者がいないため省略した。

注3:在外職員、任期付職員及び再任用職員についても、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1: 24~27歳、48~51歳及び52~55歳の該当者は、4人以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから第1・第3分位の額については表示しておりません。

注2: 24~27歳及び48~51歳の該当者は、2人以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから平均給与額については表示しておりません。

注3: 20~23歳、56~59歳の該当者はおりません。

注4: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況となっています。以下、⑤まで同じです。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		千円	千円
代表的職位	人	歳					
本社課長	3	49.5	-	8,674			
本社課長代理	12	45.7	7,055	7,627	7,891		
本社係長	10	36.9	4,872	5,208	5,485		
本社係員	14	31.1	3,668	4,081	4,709		

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位	係員	係員	係員	係長	課長代理	課長	部長	
人員(割合)	人 41 (17.1%)	人 7 (9.8%)	人 4 (17.1%)	人 7 (14.6%)	人 6 (29.3%)	人 12 (7.3%)	人 3 (4.9%)	人 2
年齢(最高～最低)	歳 31～26	歳 32～31	歳 38～33	歳 39～36	歳 54～42	歳 52～45	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)	千円 3,023～2,509	千円 3,687～2,919	千円 4,135～3,526	千円 4,369～3,601	千円 6,891～4,871	千円 6,733～6,269	千円	千円
年間給与額(最高～最低)	千円 3,950～3,287	千円 4,709～3,893	千円 5,448～4,695	千円 5,870～4,836	千円 9,088～6,431	千円 8,947～8,318	千円	千円

注1: 標準的な職位(部長)の該当者は、2人以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について表示しておりません。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.3	% 58.4	% 56.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.7	% 41.6	% 43.6
	最高～最低	% 48.0～43.9	% 42.0～41.4	% 44.7～42.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.4	% 68.1	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.6	% 31.9	% 33.2
	最高～最低	% 38.9～31.5	% 32.9～30.4	% 35.2～31.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

113.2

対他法人(事務・技術職員／研究職員)

109.1

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指標をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	<p>対国家公務員 113.2</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">参考</td> <td>地域勘査 102.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘査 111.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘査 102.3</td> </tr> </table>	参考	地域勘査 102.7		学歴勘査 111.8		地域・学歴勘査 102.3
参考	地域勘査 102.7						
	学歴勘査 111.8						
	地域・学歴勘査 102.3						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>当機構は、勤務地が東京と大阪のみであることに加え、企業で言えば本社の企画・財務部門などの専門性の高い統括的業務に特化した組織であり、しかも時限的な組織であるため、プロパー職員を採用せず、高度な専門性・ノウハウを有する者の出向のみで業務運営を行っていることが、給与水準を高める要因となっている。</p> <p>【地域・学歴を勘査した影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域手当15%以上の支給地(東京都特別区、大阪市)に勤務する者の占める割合 機構:100% ⇄ 国(行一):34.9% ②地域手当18%以上の支給地(東京都特別区)に勤務する者の占める割合 機構:82.9% ⇄ 国(行一):30.0% ③職員の学歴構成による差異(大卒以上の占める割合) 機構:70.7% ⇄ 国(行一):54.2% <p>※国(行一)の割合については、「平成25年国家公務員給与等実態調査」による。</p>						
給与水準の適切性の検証	<p>【支出総額に占める国の財政支出額及び給与等支給総額の割合】</p> <table border="0"> <tr> <td>支出予算総額(平成25年度決算)</td> <td>48,280億円(100%)</td> </tr> <tr> <td>国の財政支出額(政府出資金、補助金)</td> <td>1,324億円(2.7%)</td> </tr> <tr> <td>給与、報酬等支給総額(平成25年度決算)</td> <td>7億円(0.02%)</td> </tr> </table> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 無し(平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 勤務地が東京、大阪に限定され役職員全員が、それぞれ18%・15%の地域手当の支給対象であること、職員は専門性の高い業務に従事し大卒割合が高いこと等から給与水準が国に比べて高くなっている。 当機構としては、 국민に理解の得られる給与水準とするため、平成25年度においても、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに準拠した措置を実施とともに、引き続き、効率的な組織運営に努めた。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 国と概ね同等の水準となっており、引き続き、適正な給与水準が確保されるよう取組む必要がある。</p>	支出予算総額(平成25年度決算)	48,280億円(100%)	国の財政支出額(政府出資金、補助金)	1,324億円(2.7%)	給与、報酬等支給総額(平成25年度決算)	7億円(0.02%)
支出予算総額(平成25年度決算)	48,280億円(100%)						
国の財政支出額(政府出資金、補助金)	1,324億円(2.7%)						
給与、報酬等支給総額(平成25年度決算)	7億円(0.02%)						
講ずる措置	<p>俸給・諸手当など給与体系は国家公務員と同等となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組んでいく。</p> <p>当機構は、平成17年10月の設立以来、企業で言えば本社の企画・財務部門に相当する組織として、即戦力となる優秀な人材の出向を得て、組織として業務ノウハウの蓄積を図ってきたところであるが、今後とも、これまでに蓄積したノウハウを活かしながら、国民に理解の得られる給与水準とするため、人事院勧告を考慮するとともに、出向者を通じて若返りを図るなど効率的な組織運営を進める。</p>						

III 総人件費について

区分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成25年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 735,391	千円 732,247	千円 (%) 3,144 (0.4)	千円 (%) - (-)
退職手当支給額 (B)	千円 8,624	千円 5,437	千円 (%) 3,187 (58.6)	千円 (%) - (-)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 25,983	千円 26,061	千円 (%) ▲78 (▲0.3)	千円 (%) - (-)
福利厚生費 (D)	千円 124,067	千円 120,634	千円 (%) 3,434 (2.9)	千円 (%) - (-)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 894,065	千円 884,379	千円 (%) 9,686 (1.1)	千円 (%) - (-)

総人件費について参考となる事項

○「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」の増減要因

- ・「給与、報酬等支給総額」 対前年比 0.4%
- ・「最広義人件費」 対前年比 1.1

「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」の増額要因は定員を一定に抑える中で、適材適所への人員配置・効率的な組織運営を図ったことによるものである。

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講じた。

【役員】

- ・平成25年3月13日以降に退職する役員について、国家公務員に準じた調整率(※1)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

- ※1 ①退職日が平成25年3月13日～平成25年9月30日 98/100
 ②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100
 ③退職日が平成26年7月1日～ 87/100

【職員】

- ・平成25年6月28日以降に退職する職員について、国家公務員に準じた調整率(※2)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

- ※2 ①退職日が平成25年6月28日～平成25年9月30日 98/100
 ②退職日が平成26年10月1日～平成26年6月30日 92/100
 ③退職日が平成26年7月1日～ 87/100

IV 法人が必要と認める事項

特になし